

平成 29 年度事業計画

1. 運営方針

盛岡市社会福祉事業団は、昭和 49 年に盛岡市により社会福祉法人として設置されて以来、43 年間にわたり市立福祉施設を中心に管理運営を行い、盛岡市における障がい児（者）、児童、高齢者等市民の福祉の向上に努めてきた。

昨今の社会福祉をめぐる動きは、福祉サービスの供給の在り方が変化する中、地域福祉の中核的担い手である社会福祉法人においては、効率的・効果的な経営を実践し、多様化・複雑化した福祉ニーズに対応していくことが求められている。今回の社会福祉法人制度改革では、高い公益性を備え、法人が自律的に適正な運営を確保するため、経営組織のガバナンスの強化、事業運営の透明性の向上等、新たな機関設計に基づいた組織統治を講じるものである。

事業団は、これまでも盛岡市における社会福祉の重要な一翼を担い、先駆的、先導的な役割を果たしてきたが、今後においては事業団が担う地域性、公共性の一層の充実を目指し、利用者本位の視点に立った地域福祉への積極的な取り組みを推進するため、住民、行政との協働の下に、人的資源と施設機能を活かしたより質の高いサービスを提供し、地域貢献していかなければならない。

平成 29 年度の事業（所）運営については、市民への身近な支援事業として放課後等デイサービス事業や多機能型障害福祉サービス事業所、特定相談支援・障害児相談支援事業所のより充実した事業の展開と安定した事業（所）の運営を図るものとするほか、盛岡市立永井保育園の平成 30 年度移管に向け、盛岡市と一体となり、円滑な実務と保育環境の整備に努め、地域の保育需要に対応していくとともに、障害がある方々が地域生活の中で、生き生きと暮らす住まいの場として、しらかぎ工房をバックアップ施設と位置づけ、新たに共同生活援助事業（グループホーム）を開設し、ソーシャルインクルージョンの理念を具現化し、ますますの推進を図っていくものとする。

また、施設運営については、児童発達支援センター、障害者支援施設、母子生活支援施設、老人福祉施設、保育所、地域センター（児童センター、老人福祉センター、地区活動センター等）、勤労青少年福祉施設等合わせて 96 施設 3 付帯事業の管理運営に取り組むものとする。

その運営に当たっては、平成 26 年度に策定した「盛岡市社会福祉事業団第 2 次中期経営計画」に基づき、市民の「㊟だんの ㊤らしの ㊤あわせ」をサポートする福祉の専門家集団となるべく、全施設、全職員が一体感と使命感を持って業務に当たることができる環境の整備に努めるとともに、本計画を着実に推進するため、事業団事務局内の経営企画室を中心に、より具体的な事業の推進を図るものとする。

また、地域センターについては、その特性を踏まえ、利用者に対する支援の充実を図るとともに、「盛岡市社会福祉事業団」の知名度の向上を一層高め、市民協働のまちづくりや地域福祉活動の拠点として市民から等しく受け入れられるよう、適正かつ効果的な運営に努めるものとする。

本年度においては、次の五つの重点項目を定め、将来にわたって安定的、持続的に事業展開できる自立した社会福祉事業団を目指すものとする。

2. 重点項目

- (1) 利用者のニーズに応じた柔軟なサービスの提供
- (2) 専門性の強化と地域への専門性の貢献
- (3) 事業団としての知名度の向上と情報発信
- (4) 経営組織の構築とそれを支える本部機能の強化
- (5) 財源の確保と戦略的な資源の活用

3. 事業計画

【事務局】

事務局は、事業団の総括的機関として評議員会並びに理事会その他諸会議の開催、定款・諸規程の制定・改廃、予算・決算等財務関係、人事、福利厚生、財産管理等法人の運営事務を総括的に実施すると

もに、管理施設の効率的な運営が図られるよう連絡調整にあたるものとする。

1 法人の運営

(1) 評議員会

法人運営に係る法人の重要事項について議決する機関として、理事及び監事の選任・解任や定款変更、事業計画、予算、決算等を審議決定するため、定時評議員会を開催するほか必要に応じ開催する。

(2) 理事会

法人運営の業務執行決定機関として理事、理事長に対する牽制機能を働かせることから、評議員候補者の推薦に係る事項や評議員会の審議事項、事業計画、予算、決算等その他重要な事項等を審議決定するため、理事会を随時開催する。

(3) 監事監査

業務の執行状況、会計経理事務等の適正を期するため、監事監査を実施するほか、年4回の出納調査を実施する。

(4) 登記

定款変更に伴う認可登記、資産総額の変更登記等を行う。

(5) 委託者側との連携

市立機関としての成果を期するため、盛岡市保健福祉部及び市民部その他関係機関と相互の意思疎通に努める。

(6) 施設長会議等の開催

定期的に施設長会議を開催し、有機的な連携を図り、相互理解のもとに事業の推進に努める。また、盛岡市社会福祉施設連絡協議会との連携を図り相互協調に努める。

(7) 関係団体との連携

全国社会福祉事業団協議会、北海道・東北ブロック社会福祉事業団連絡協議会及び県社会福祉事業団並びに県・市社会福祉協議会その他関係団体等との連携を図る。

(8) 経営企画室の取組み

第2次中長期経営計画の推進のため、自主事業の強化、新事業の企画を行うとともに、計画

の進捗状況を把握し、また経営分析を行いながら、法人、各施設の経営基盤の確立に向けて取り組む。

また、法人における人事考課制度構築への取組みの一つとして、目標管理制度を導入すべく、職員による検討委員会を設置し委員会内で協議し内容や方向性を検討していく。

(9) 経営会議の開催

中長期経営計画の中で、重点的に取り組む内容や事業を集中して協議することで、法人としての事業展開や方向性について具体的に、かつ明確にしていく場とする。

(10) 指定管理の評価

第三期の指定管理期間の4年目を迎え、事業計画に則った事務事業の遂行に努めるとともに、質の高いサービス、地域への貢献、経費節減等について自己評価を行い、事業計画等の調整を図りながら取り組む。

(11) 委託事業の実施

学校教育と社会教育が一体となった盛岡市松園地区公民館児童健全育成事業を受託し、市の施策に沿った公益的サービス事業の積極的な展開を行う。

(12) 事業団独自の新たな事業展開に向けた取組み

① 盛岡市障がい者福祉計画に基づき、事業団事務局内に設置した相談支援事業所及び盛岡広域8市町に展開するもりおか障害者自立支援プラザが、現在ある各施設の相談支援事業の包括的な役割を担いながら、基幹相談支援事業所の開設を目指し、相談事業の更なる充実に努める。

② 発達障害児支援専門員による各児童センターを利用する発達障害児等の対応や支援、児童厚生員への助言指導等、利用児童の支援の向上に努めながら、外部への研修会の実施や情報発信等を行う。

③ 平成30年度からの盛岡市立永井保育園の移管に向け、園児や保護者が安心できる引継ぎ保育を実施し、スムーズな移管に繋げていくよう努める。

④ 自立に向けた地域生活支援の充実を目指して

いくうえで多くの利用者や保護者から期待や要望が寄せられていたしきたき工房のグループホームの開設に向け、利用者がよりよい生活を安心して送れるよう関係機関との協議や情報収集を図り、より積極的に取り組む。

2 施設の管理運営

(1) 管理運営事業

平成29年度は、次の96施設（保育所、児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、多機能型障害福祉サービス事業所を含む。）の管理運営を行う。

- | | |
|-------------------|--------|
| ① 軽費老人ホーム | (1施設) |
| ② 母子生活支援施設 | (1施設) |
| ③ 障害者支援施設 | (1施設) |
| ④ 児童発達支援センター | (1施設) |
| ⑤ 保育所 | (1施設) |
| ⑥ 身体障害者社会参加支援施設 | (1施設) |
| ⑦ 地域福祉センター | (1施設) |
| ⑧ 児童発達支援事業所 | (2施設) |
| ⑨ 放課後等デイサービス事業所 | (2施設) |
| ⑩ 多機能型障害福祉サービス事業所 | (1施設) |
| ⑪ 共同生活援助事業所 | (1施設) |
| ⑫ 老人福祉施設 | (27施設) |
| ⑬ 児童厚生施設 | (34施設) |
| ⑭ 公益事業施設 | (21施設) |
| ⑮ 相談支援事業所 | (1施設) |

(2) 施設の効率的な運営

- ① 施設業務の適正かつ効率的な運営を図るため、職員の自主性、独創性の高揚に努める。
- ② 施設の円滑な運営に資するため、職員間の責任及び協力体制を確立し、事務事業の計画的な見直し等を通じ、事務処理の適正化及び事業経営の効率化に努める。
- ③ 施設監査要領に基づく監査を実施し、不正防止に努めるほか、適正な事務処理確保のための指導を行う。
- ④ 予算執行にあたっては、経費の節減と効率的な執行に努める。
- ⑤ 施設の運営にあたっては、指定管理者として

適切な運営体制を確立しながら、事業展開について盛岡市と密接な連携のもと一体となり社会福祉事業等の目的の実現に努める。

4. 職員の資質の向上と健康管理の充実

1 職員研修

社会福祉制度の新しいシステムづくりが本格的に進められている中で、盛岡市社会福祉事業団としても、福祉を取り巻く諸情勢の変化と方向性を十分見据え、研修ニーズを的確に把握するとともに、関係機関、団体等と連携を図り、次に掲げる研修目標の達成を目指し各種研修を実施し、当団職員としての資質の向上に努めるものとする。

また、必要な外部研修等に積極的に参加できるような職場内の体制の整備や生涯を通じたキャリアアップの仕組み・研修体系の構築を目指し、個々の職員の目標や意識の向上と業務に対するスキルを高めていく。

(1) 研修目標

- ① 福祉関係職員としての使命感を養う。
- ② 利用者本位の良質かつ的確な福祉サービスを提供できるよう、より高度な専門的知識と実践的な援助技術を習得させる。
- ③ 職場研修及び自己啓発の促進に努め、問題解決能力の向上を図る。
- ④ 関係機関等で開催される研修に職員を派遣し、他団体等との連携を深め視野を広げる。
- ⑤ 適切で時宜にかなった施設の管理運営及び援助に必要な知識と技術を習得させる。
- ⑥ 自立的経営の確立のため意識改革を図る。

(2) 研修体系

研修の体系を明確にし、平成29年度においては、次のように研修を実施する。

① 一般職員研修

a 職階別研修

職階別研修は、新任職員研修、現任職員研修、補佐・主任研修、施設長研修に位置付け、職員が職務を遂行するために必要とする一般的な知識、技能、接遇その他の基礎的な教養等を習得するとともに、特定の課題または能力の育成に

ついて職階に応じ重点的に段階を経て実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を全国社会福祉事業団協議会、他の社会福祉事業団、全国社会福祉協議会、岩手県社会福祉協議会、盛岡市及び専門の研修・学術機関等で開催する研修等に派遣し、先端の知識と実践的な援助技術の習得や意識改革、経営意識の醸成に努めるため実施する。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技術等を習得する研修を行うとともに、類似する先進施設の視察研修や、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り他施設との連携を密にして施設間相互の勤務研修を実施する。

各職場の職務を行う中で有効な外部研修への積極的な参加や外部講師を招いての職員研修等を行い、施設内専門研修の充実を図る。

② 地域センター職員研修

老人福祉センター、児童センター、地区活動・地域交流活性化センター、老人憩いの家、世代交流センター職員を対象とし、以下の研修を実施する。

a 職種別研修

職種別研修は、新任職員研修、施設長研修、施設長補佐研修、児童厚生員研修、事務担当者研修等とし、地域福祉・地域コミュニティの拠点施設としての重要な役割について理解を深めながら、各職種に応じ施設の管理運営を適切に遂行するために必要とする接遇、教養、専門的な知識と指導技術を習得するための研修を実施する。

特に法人資源を活用した研修として、ひまわり学園において児童厚生員を対象に障がい児の専門研修・実務研修を実施する。

b 派遣研修

派遣研修は、職員を児童健全育成推進財団東日本ブロック児童厚生員研修会、岩手県立児童館等に派遣し、専門的な知識と実践的な指導技術の習得に努めるため実施する。東日本ブロッ

ク児童厚生員研修会受講後は、その伝達講習会を開催し、全児童センターにおいて内容の活用を図る。

c 施設研修

施設研修は、各職場において日常の職務の遂行に必要な知識・技能等を習得する研修を行うほか、職場外研修を活用するとともに、事業団内での施設態様や人的資源の有効活用を図り、職務能力の向上と意欲の高揚に資するための研修を実施する。

③ 自主研修

職務に必要な知識、技能等の習慣その他自己の研鑽、資質の向上を図るため、各種研修への参加を積極的に推進していくとともに、職員が自主的に行う研修の支援に努める。

2 福利厚生

(1) 職員の健康診断

定期健康診断（胸部・循環器）、胃部検診、女性職員検診、肝炎検査、ストレスチェック等を実施する。

(2) 年金共済制度への加入

全国社会福祉事業団協議会が実施している年金共済制度に継続加入する。

5. 災害事故の未然防止並びに災害時の対応

(1) 火災その他の事故防止対策として、各施設において防火管理規程を定め、所轄消防機関との連携を密にし、非常通報、避難訓練及び消火訓練を実施し利用者の安全確保に万全を期する。

(2) 大規模災害が発生した際など、盛岡市の指示のもと「盛岡市指定管理者災害対応の手引き」に則り、迅速に避難所の開設等連携を強化し、災害弱者の方々をはじめ市民の生活と安全の確保に努める。

(3) 消火設備及び避難設備等は、定期点検の他随時点検を実施する。

また、利用者の施設内での事故防止のため、設備・備品等の巡回点検を行い万全を期す。

(4) 夜間等の施設事故防止のため、夜間警備を業者委託（入所施設除く）する。

- (5) 感染症の予防対策の徹底に努めるよう、各種研修会に出席し対応を習得するとともに各施設への手指消毒用アルコールや嘔吐物の処理セットを配備し感染予防に万全を期す。

6. 広報活動の推進

- (1) 事業団概要、施設概要等を作成し、関係機関・団体等及び職員に配布するとともに、ホームページにより広く市民に事業団及び管理施設についての周知を図る。
- (2) 事業団広報誌ニューズペーパーを作成し、内外への情報提供と職員の情報共有並びに広報（PR）、意識の向上を図る。
- (3) 盛岡市広報を活用し、事業団関係事業の周知及び理解を深める。